

日本工学会フェロー制度運用規程

制定 平成 20 年 5 月 23 日 理事会

改訂 平成 24 年 11 月 15 日 理事会

改正 平成 25 年 11 月 15 日 理事会

改正 平成 28 年 12 月 1 日 理事会

改正 平成 30 年 11 月 22 日 理事会

(候補者の推薦)

第 1 条 毎年 12 月までに本会正会員、団体会員及び維持会員にフェロー候補者の募集を行う。

2. 理事会推薦フェロー候補者については、候補となる者の条件を毎年 1 月末までに理事会で決定する。
3. 推薦者は、別途定める「フェロー推薦書」に所定事項を記入し、期日までに提出する。

(候補者の選考)

第 2 条 毎年 3 月までに選考委員会を開催し、候補者の選考を行う。

(フェローの認定)

第 3 条 選考委員会は、毎年 4 月までに選考結果を理事会に提出し、理事会がフェローを認定する。

(認定状の授与)

第 4 条 日本工学会定時社員総会において、その年度のフェロー認定者に本会会長からフェロー称号の証を授与する。

(協賛金)

第 5 条 フェロー認定者に対し、各年度毎に協賛金納付依頼書を送り、協賛金（1 万円）を納付戴く。協賛金は、正味財産増減計算書公益目的事業会計の経常収益、受取寄付金に計上する。

(退任)

第 6 条 フェロー本人がフェロー退任を申請する場合には、所定の用紙に記入し、提出戴く。

2. 大綱第 7 条第 2 項による退任は、理事会の決議を経て、退任手続きを行う。

第 7 条 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

付則

1. 本大綱の改正は平成 30 年 11 月 22 日から施行する。